

## 平成 28 年度東京都福祉保健局に対する要望書への回答説明会記録(公開用)

日 時 : 平成28年11月29日(火)10:00~11:00

場 所 : 東京都庁第一本庁舎 26階C会議室

<福祉保健局出席者(敬称略)>

福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健医療課  
障害者施策推進部 地域生活支援課  
少子社会対策部 家庭支援課  
障害者施策推進部 計画課

<東京 LD 親の会連絡会出席者>

けやき 6名

にんじん村 3名

ルピナスの会 1名

### 要望書回答【福祉・保健関係要望項目】

#### 1. 一生涯を通して切れ目のない、LD 等発達障害者支援体制の確立

- (1)LD 等発達障害のある人にとっては期発見・早期支援が重要な課題です。都として新たに早期発見・早期支援に取り組んでいる事例等がありましたら、具体的にお知らせください。
- (2)各区市町村での乳幼児健診においては、LD 等発達障害に精通した医師や専門機関が従事するように指導助言してください。  
また、健診結果が経過観察になった場合には、家族に対し次回の検査の機会を設ける等のフォローや支援を継続するように指導してください。
- (3)乳幼児健診で問題なく通過しても、その後も保護者の心配が続いている場合には、再度チェックを行い、療育へと繋がるように実施団体である区市町村に指導助言してください。
- (4)ライフステージにそった支援が継続して受けられるように、乳幼児期だけでなく学齢期・青年期・成人期にも定期的に LD 等発達障害を対象とした検査が実施されるように、しっかりと予算化してください。  
また、発達の記録やその都度の支援内容を一括して管理できるサポートファイルの普及をさらに充実させて、活用できる体制を整備してください。また、区市町村での普及状況をお知らせください。
- (5)保健福祉分野での「区市町村包括補助事業」とは、どのような取り組みを言うのでしょうか。具体的にご教示ください

#### 回答

- ・(1)~(4)まとめて:障害者施策推進部 精神保健医療課

発達障害児者が身近な地域で生活を送れるよう、乳幼児期から成人期までライフステージに応じた支援を行う事が重要であるという考え方から、都は区市町村が主体的に発達障害児者に対する支援拠点を整備し、関係機関等と連携した支援体制の構築が図られるよう、区市町村包括補助事業により支援をしてきております。また、乳幼児期から学齢期へと継続的な支援を行うため、福祉と教育が一体となった総合支援を推し進める自治体もありまして、今年度東京都発達障害者支援センターが実施しております行政職員向け情報交換会におきましてもこうした自治体から取り組み事例を報告いただいた所です。尚、サポートファイル、個別支援ファイルを活用している自治体は28年度9月末日現在18自治体との報告を頂いています。引き続き都は区市町村に対して財政的、技術的支援を行って発達障害児者の支援体制の整備を推進してまいります。

- ・(1)~(3)まとめて:少子社会対策部 家庭支援課

LD 等発達障害の早期発見早期支援に関しまして母子保健事業の実施主体である区市町村では、地域の実情に応じて創意工夫をしながら取り組んでおります。少子社会対策部では区市町村の取り組みが一層充実するよう、人材育成や財政支援を行っています。具体的には区市町村の母子保健事業従事者等を対象に実施している母子保健研修の中で毎年必ず発達障害をテーマに取り上げ、乳幼児健診にお

る発育発達の見方や健診後のフォローの重要性、家族への適切な対応方法といった内容を伝えております。健診で経過観察となった乳幼児に対して、発達障害に精通した医師によるフォローの機会を確保するために包括補助事業により支援しております。さらに「子どもの心診療拠点病院事業」では、発達障害をはじめとする子どもの心の問題に専門的な対応ができる医師を養成するため、研修や事例検討会を実施しております。

・(5)障害者施策推進部 地域生活支援課

障害者施策区市町村包括補助事業は福祉保健区市町村包括補助事業のひとつとして、区市町村が地域の実情に応じ創意工夫を凝らして主体的に実施する、障害者に対する福祉サービスの充実に資する事業を支援する事により、都における福祉保健施策総体の向上を図る事を目的とする事業です。発達障害者支援をめぐる事業としては、専門職を配置し発達障害児の早期発見早期支援のためのシステムを構築する区市町村発達障害者支援体制整備推進事業、専門職を配置し発達障害者(成人)の支援のためのシステムを構築する区市町村発達障害者支援体制整備推進事業(成人期)など、区市町村が選択して実施する事業に対して支援を行っています。

## 2. 専門的人材の育成

- (1) 東京都発達障害者支援センター(TOSCA)においては、LD等発達障害のある人およびその家族への相談・支援体制がさらに充実するよう、職員研修を深めてください。また、TOSCAと同等の力を持つ、自閉症スペクトラムに対応できるだけでなくLD、ADHD等発達障害全般に対応できる専門知識を持った新しい支援センターを都内に増設してください。
- (2) 各区市町村の窓口を担当する職員に対して、LD等発達障害について専門的な知識を持って対応できるように研修等を実施し、さらなる人材育成を強化してください。
- (3) 発達障害のある人たちが地域で安心して生活するための支援事業(就労支援・自立生活支援等)において、各区市町村での格差が発生しないよう、人材育成の徹底を指導してください。
- (4) 自立生活援助について  
LD等発達障害者が地域で自立した生活を営むには、生活を見守る「パーソナルサポーター」(例: 横浜市の自立支援アシスタンス)が必要だと言われています。東京都においても、今後地域での自立生活を実現していく上で不可欠なパーソナルサポーターの育成をお願いします。

### 回答

・(1)～(3)まとめて:障害者施策推進部 精神保健医療課

都は全域における相談支援の専門機関として発達障害者支援センター(TOSCA)を設置しています。それと合わせて発達障害児者が身近な地域で安心して生活を送れるよう、専門相談に応じられる区市町村の支援体制の構築を推し進めている所です。引き続き区市町村における支援体制の構築を進めていくために、区市町村においても発達障害のそれぞれの特性に応じた専門的な支援の充実が図られるように、都が社会福祉法人に委託して研修(相談支援研修、知識力向上研修)を実施しております。こちらでは今年度初めてLDの特性と合理的配慮という事をテーマにして研修に取り組みました。このほか従事する職員の専門性を高める観点から、作業療法士、心理士、言語聴覚士それぞれの視点から学ぶ事をテーマに今後研修を実施する予定です。引き続き支援体制の充実に向けて発達障害者支援センターや区市町村職員、相談支援事業者等、発達障害児者支援に携わる職員の人材育成に努めてまいります。

・(4)障害者施策推進部 地域生活支援課

国では平成30年4月から施設入所支援や共同生活援助を利用している方々を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談助言等を行うサービス、自立生活援助を新設する事となっております。制度の詳細についてはまだ国から示されていません。都では法の施行にあたっては実施状況や地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、障害者の生活実態に則した効果的な仕組みとすると共に、障害者児やその家族等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、早期にその具体的内容を提示するよう国に要望しております。今後も国の動向を注視しながら引

き続き国に働きかけてまいります。

### 3. LD 等発達障害のある人を取りまく環境の整備

- (1) LD 等発達障害のある人が、それぞれの居住地で安心して自立した生活ができるような支援体制整備を、各区市町村と協力して進めてください。
- (2) 親亡き後の生活支援も見据えた体制整備、支援体制を確立してください。障害者手帳の取得が難しいボーダーラインの人たちに対しても、一人暮らしや自立した生活をするための生活訓練が少しずつ受けられる体制を整備してください。

**回答**(1)~(2):障害者施策推進部 精神保健医療課

先ほども回答させて頂きましたが、発達障害児者が身近な地域で生活を送れるよう乳幼児期から成人期までライフステージに応じた支援を行うことが重要であるとの認識から、都は区市町村が主体的に発達障害児者に対する支援拠点を整備し関係機関等と連携した支援体制の構築が図られるよう、区市町村包括補助事業により支援をしてきております。また、平成26年度から発達障害者支援センターに地域支援マネージャーを3名配置して、区市町村に対して技術的助言等を行って地域の支援体制整備の強化に努めている所です。今後、地域支援マネージャーの具体的取り組みについてさらに整備を行って、区市町村に置いてそのマネージャーが活用されるよう検討を進めると共に、活用される事によって区市町村と連携した発達障害児者の支援体制の整備を図ってまいりたいと考えています。

- (3) ペアレントメンターやピアカウンセリングを利用した家族支援、相談事業をさらに充実させてください。またこれらの事業は、実施した事例や内容を必要な人に周知させるよう指導してください。(研修会の予告等を当会など親の会にもお知らせいただくと参加しやすいです)

**回答** 障害者施策推進部 精神保健医療課

都はこれまで地域におきまして家族支援を含めた支援体制の整備を図ってきたおりまして、ペアレントメンターの養成は2自治体、ペアレントトレーニングは21自治体、ペアレントプログラムは5自治体がそれぞれ実施しております。また、都が社会福祉法人に委託して実施しております相談支援スキルアップ研修におきましても家族支援という視点を取り入れた研修を実施しておりまして、専門的な人材育成に努めている所です。

- (4) 就労移行支援事業所によって、就職率に差が見られます。自立に向けた就労促進策を充実させるためにも、東京都が率先して就労移行支援事業所の訓練内容を把握し、どの事業所でも効果的な支援が受けられ、一般就労に結びつくように指導してください。

**回答**障害者施策推進部 地域生活支援課

東京都では就労移行支援事業所等の支援力の向上という事でこれまでも障害者就労支援体制レベルアップ事業を実施してきました。それに加えて昨年度から上級編の研修として就労支援機関等のスキル向上事業の実施を始めました。中身としては雇用導入期の企業へのアプローチ、マッチングなどのスキルを付与するための実践的な研修とか、企業との意見交換会を行う実践的なもの、さらに障害特性に応じた支援等に関する専門研修、等を合わせて実施しておりまして就労支援機関等の全体的な支援力の向上を図るべく努めているところでです。

- (5) 専門の相談機関を充実させることはもちろん、医療機関に従事する職員、関係者に向けた研修を引き続き開催し、LD 等発達障害のある人とその家族の個別のニーズに合わせることが出来る柔軟な支援体制と環境整備を進めてください。
- (6) 放課後等デイサービス、就労支援施設、作業所、グループホーム等、民間の事業所や施設の職員、関係者に向けても LD 等発達障害についての研修や講習会を開催し、理解啓発を進めてください。設置地域によって対応や支援内容に格差が発生しないように指導してください。また、その運営についても適切かどうかを定期的に確認してください。

**回答**(5)~(6):障害者施策推進部 精神保健医療課

先ほどの回答とかぶる部分もありますが、区市町村におきまして発達障害のそれぞれの特性に応じた専門的な支援の充実が図られるように、都が社会福祉法人に委託して実施する研修におきまして、今年度初めてLDの特性と合理的配慮という事で研修を取り組んでおりまして、今後職員の専門性を高めるという観点から作業療法士、心理士、言語聴覚士それぞれの視点から学ぶ事をテーマとした研修を予定しています。こちらも今年度初めてテーマに取り上げたものです。引き続き研修委託先である社会福祉法人と相談しながら発達障害児

者の特性やニーズに合った支援が行えるテーマを設けて人材育成に努めてまいりたいと考えています。

- (7) 東京都発行の「発達障害者支援ハンドブック 2015」や「東京都障害者差別解消法ハンドブック」は、LD 等発達障害者支援に取り組まれている関係者だけでなく、本人や保護者にとっても分かりやすく、大変に利用価値の高い内容になっています。全ての必要な人に届くよう印刷部数を増やし、さらに幅広く活用できるような工夫と努力をお願いします。新しく冊子が発行された場合、ぜひ当会にもご送付いただけますようお願いいたします。

**回答** 障害者施策推進部 精神保健医療課

「発達障害者支援ハンドブック 2015」や「東京都障害者差別解消法ハンドブック」につきましてはご本人や保護者をはじめ多くの方にご覧いただけるよう都のホームページにも掲載してございます。また、都民の方や支援機関、事業者等からご要望があった際には別途配布させて頂いています。現在、新しく冊子を発行する予定はありませんが、今後、改訂版というような形で発行した際には情報提供させて頂きたいと考えております。

- (8) 年々、グループホームへの新規入所希望者が増えていると聞いています。

LD 等発達障害のある人の特性にも対応できる、「サテライト型」のグループホームをさらに増やしていただけるよう、都としてしっかりと予算化してください。また、現在あるサテライト型グループホームの名称・場所・収容人数・支援内容と、今後の増設計画を具体的にご教示ください。

**回答** 障害者施策推進部 計画課

平成 26 年度に国は地域生活を目指している障害者や共同の住居よりも単身での生活を望む障害者のニーズにもこたえていくために、本体のグループホームとの密接な連携を前提にして一人暮らしに近い形態のサテライト型を創設しました。都はサテライト型も含めて、グループホームが充実し安定した運営が行えるよう、運営費ですとか家賃の負担補助について「東京都障害者グループホーム支援事業取り扱い要領」を定め、区市町村の実施を促しております。各グループホームの詳細な情報はインターネット情報「東京都障害者サービス情報」に掲載しております。

- (9) 東京都及び区市町村で扱う届け出用紙・申請書類等は、説明・記入方法がわかりにくく、LD 等発達障害者に対しての合理的配慮がなされているとは言えません。ユニバーサルデザインを目指して、様式・書式等を見直し、障害者本人が記入しやすい、解りやすい形に改善をお願いします。区市町村に対してもご指導をお願いします。

**回答** 障害者施策推進部 精神保健医療課

こちらのご要望趣旨では自立支援医療、精神通院支給認定申請書についてと伺っておりますのでその点についてご回答させて頂きます。自立支援医療、精神通院支給認定書につきましては法令等に定められ、かつ支給認定にあたりまして必要な内容を記載できるように都の規則（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行細則」）において様式を定めています。ただし、LD 等発達障害の方には読み書きの困難さを抱えるという所があることはこちらも十分認識しておる所でございます。当規則に定められた様式について運用が図られるかについては関係部署との調整が必要な事からご要望の趣旨に沿えるかどうかはすぐに明確な答えはできませんが、どのような形で見直しが必要か等をご提案頂ければと考えています。

- (10) 都民一般への LD 等発達障害への理解啓発をなお一層推進してください。さらに都民講座にもテーマとして取り上げてください。

**回答** 障害者施策推進部 計画課

都では障害者理解の促進のためにウェブサイト「ハートシティ東京」を開設しました。このサイトでは学習障害や広汎性発達障害など発達障害の種類を紹介するとともに、発達障害の方の声をもとに例えば、「目上の人に敬語を使う等、場面や立場を考慮した発言が苦手な事」とか「いわゆる『暗黙のルール』等、明文化されていない事が分かり難い」などと障害特性を紹介し、都民一人一人の気づきを促しています。外見からはわかり難い障害であることから今後も障害者週間等を中心に様々な機会をとらえて広報してまいります。

#### 4. 各関係機関によるネットワークの構築

- (1) 今年 5 月に改正された発達障害者支援法では目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要である、と記されています。医療、福祉、教育、就労、警察等による各関係機関のネットワークを構築してください。
- (2) 改正発達障害者支援法に伴い、新しく作られるという「発達障害者支援地域協議会」について、都はどのよ

うに推進されますか。予定をお聞かせください。

**回答** まとめて:障害者施策推進部 精神保健医療課

都は平成 22 年度から保健、医療、福祉、教育、および就労の関係部局、学識経験者、親の会、発達障害者支援センターなどで構成されます「発達障害者支援体制整備推進委員会」を設置致しまして各分野の取り組み状況について情報交換、意見交換を行い、支援の取り組み状況の把握、課題等に係る情報を広く共有するとともに特に分野間の連携を図ってまいりました。引き続き「発達障害者支援体制整備推進委員会」が今回「改正発達障害者支援法」に伴いまして明記されました「発達障害者支援地域協議会」の役割を担いながら、実施内容について各委員の意見を聞きながら検討を行うと共に各関係機関のネットワークの構築を進めてまいります。

## 質疑応答

Q(にんじん村):「整備推進委員会」が「発達障害者支援地域協議会」という名前にかわるという事で、よろしいでしょうか。

A: 名称をどうするかという事はまだ検討段階で、基本的には今行っている「整備推進委員会」と「発達障害者支援地域協議会」の役割は同じ役割を担っていると認識しているので、役割としてはそのまま、2つできるということではないです。

Q(けやき): 要望書3の(4)の回答で、就労移行支援事業所のレベルアップ事業として、就労移行支援のマッチングと企業との意見交換などの支援のバックアップを考えていると聞きましたが、就労移行支援事業所の訓練自体に対しては東京都の方で何かアプローチすることはあるのでしょうか。

A: 訓練をする際に、就労移行支援事業所の人材育成にベースになるところがあって、企業へどう関わっていくかということも想定しながら訓練しないといけない。マッチングをどうしていくか、企業でどういう人材を求めているかなども把握して、それを訓練内に活かしていく。更にどう活かしていくかはそれぞれに持ち帰ってということになると思うが、ベースのところをレベルアップしないといけない。我々も差があるというところは当然、課題然認識を持った上で、昨年度から事業を行っているところで、就労移行支援事業所の専門人材育成のレベルアップを図っていこうと考えています。

Q(けやき): たとえば、就労移行支援事業所のとても就職率のとの高いところとそうでないところの差が、結構あたりするので、たとえば、「こういう風に訓練するとうまくいきますよ」いうようなうまくいっているところの事例をうまくいっていないところへ知らせるといような事例集ではないですが、何か仲介みたいな事は東京都の方ではできないものですか。

A: 簡単には言えない所が一つあって、それほど支援しなくて大丈夫な人を一杯集めてきて、(要はそのご自身で就職活動のできる方を集めてきて、)それで就職率が高いと言っているところもあるので、難しいところ。企業への(のアプローチ、)マッチングを求めるのはどうしてかというマッチングをしっかりさせないと、その後の定着に繋がらない。ご自身で就職活動をして普通に就職していても又戻ってきては、意味がない。精神・発達の方は離職も多いので、そこをしっかり見極めていくというところでマッチングは特に大事だと思うし、企業がどういうものを求めているのか、どういう風にアプローチするかが大事なところ。あと、(障害特性に応じたところとか、その時その時のトピック的なものというところで、)最近株式会社で立ち上げている所で、深いところが分かっていない所に対して障害特性を少し教えたりとかしています。単純に数字だけで就職率を見ていくのは難しいところ。逆に言うと旧社福系のところは抱え込みすぎて就職が出来ない。一番いいところはきちっとしたマッチングや企業の状況を知って欲しいというところがあるので、それでかなり実践的な研修を昨年度から始めているところ。

Q(けやき): マッチングが出来て就職はできたが、長く定着するためにも生活面がとても大切だと思います。こういう子どもたちは職業訓練と同じように生活訓練が必要だと思うが、親が亡くなる前に一人暮らしの体験の場が一度くらいあればいいと思うが、そういう考えはあるのかお伺いしたい。

A: お試しの場という事ですか。

Q: お試しの場というか、(学生のころから就職に向けたアルバイト、職業実習を多くさせて頂いて、初めて自分が分かっていくという事があるので、)体験することによって身につけていく特性があるので、体験する場があ

ればいいと思って探している最中。すぐには無理かと思うがゆくゆくはそういうところがあればと考えているが、実現は難しいでしょうか。定着するためにも生活はとても大切だという事を非常に感じている。

A: 区市町村の就労支援センターや障害者就業生活支援センター等では就労面の支援だけではなく、生活と一体となった支援という事を挙げていますので、そういったところで早めに相談するということになるのかと思いますが、唯、学生の内とか、まだ就職というステージに上がってこない段階だとすると、又別の施策になってくるのかなと思います。

Q(けやき): 地域支援マネージャーを活用して、生活を見てもらえることは期待できるでしょうか。

A: 地域支援マネージャーの役割としては、区市町村がどういう形で発達障害児・者支援に向けてどういう体制を作っていけばいいのか等、相談での困難事例に対してバックアップしていく技術的支援をしていくという形で、トスカ(東京都発達障害者支援センター)の方で人員配置をしていく形になっている。

Q(けやき): 直接本人にというよりは、支援する側の方の支援という事ですね。

A: そうです。

Q(けやき): 地域差によって支援体制が違うというところに引っかかりがありますが、トスカから3人が色々な地域を回って支援する際に、要望がある地域を回るという体制ですよね。地域の方で要望が上がらなければ、手が届かないというところは取り残されたままという事ではないかと思いますが。

A: その点ですね。26年度から配置して今年度で一通り区市町村の取り組み状況を把握しようというところで、区市町村を一通り訪問して地域支援マネージャーと私どもの方で状況確認しているところです。その後の取り組みとして、訪問した際に地域支援マネージャーとして、区市町村にどんなことが出来るかを区市町村にアナウンスしている中で、積極的に活用している自治体、なかなか声がかからない自治体があって、そのなかなか声がかからない自治体に対してどう積極的に働きかけをしていくかが、今後取り組んでいかなければいけない課題というところで、センターの方と共通認識を持っているところです。全体の底上げを図るという事が必要なことだと思っていますが、各自治体のそれぞれの状況に合わせて取り組まれてはいると思いますが、やはりレベルの差が出てしまうというところは課題としてはあると思うので、取り組みがなかなか進まないというところについては、積極的にセンターの方からプッシュしていく形が取れないかなと考えているところです。

Q(けやき): 地域支援マネージャーが民間を訪問することは可能ですか。

A: 我々と一緒に訪問しているのとは別に、現在も各事業所とか企業とか大学、後は法務関係の施設から直接、東京都発達障害者支援センターに発達障害児・者の方にどういう風に関わっていけばいいかという個別の相談は来ているので、そういった相談に対して地域支援マネージャーが事業所に出向いて相談に乗るという事はもう行っています。

Q(けやき): 支援体制作りというのは地域で行われている支援という事で、どこかに業務委託していると思いますが、ある一定のコンセンサスが持たれているところで支援が行われているとは限らないので、ベースになるところは具体的に決めていかれる話はあるのでしょうか。

A: 支援ニーズはそれぞれの方によって違うと思うので、どこまで事業所に水準を求めていくのか、どこで線引きをするのか非常に難しいところと思っています。今現在は、水準的なものどうこうより、事業者の求めている要望に応じて対応していくところかなと考えているところです。

Q(にんじん村): 作業療法士、心理士、言語聴覚士、の方達に「LDの特性と合理的配慮」の研修を今年度初めて行われたという事ですが、それに対して何か感想がありましたでしょうか。

A: 「LDの特性と合理的配慮」は既に実施したところで、「作業療法士、心理士、言語聴覚士の視点から学ぶ」研修はこれからになります。今まで、発達障害全般に関わる研修という形で行っていたところを少し特性に合わせた視点が必要という事で、今回LDのテーマで行い、私も実際に研修に参加させていただいたところです。直接ご講演頂いたのは当事者でもあり、NPO法人エッジの藤堂さんと、ご本人の経験やご家族の状況を含めてお話いただきました。私もLDの特性を十分に認識していなかったところがあり、受けていた方も含めてLDの特性が良く分かったという事で、御好評頂いたところです。委託先である「正夢」の研修企画の担当の方から、こういった研修は今後とも必要になってくるという声を頂いています。

Q(けやき): 研修枠として今回 LD の事を入れて頂いたのですが、来年度以降も継続して是非入れて欲しいのともう一枠増やして欲しい。

A: 色々なテーマで取り組んでいるので、その中でどこまで出来るか法人と相談しながらだと思います。

Q(けやき): 区市町村に出す申請書の件で、ご意見があったら教えてくださいという事でしたので、どのような形で意見を出せばいいのか、又はここにいる皆さんでこういう書き方が出来なかったという具体例があったら、こちらから出したらいかがでしょうか。どうでしょう。

---

\* 申請書への意見

けやき: ふりがなを振って欲しい。内容が分からない、漢字も読めないのでは困るので。

A: 今でも1枚に収めるので枠が増えるのはなかなか難しい。利用者の方にとって枚数も増えてしまうのは煩雑というか負担なのかなというところで、1枚に収めさせて頂いている。行間が狭い上にルビをふると様式で厳しい部分もある。

にんじん: 縮小された部分が非常に読みにくく、記入するときに視覚・聴覚両方使いながら記入するが、今高齢者向けの書類を見るとかなり用紙を広く無駄だと思われるような使い方をしている。高齢者向けの申請書をお手本にして用紙の拡大、色付け等分かりやすくする方向でお願いしたいと思います。

A: 規則の関係の中で、どこまで合意を図れるのか検討しながら、他の方のお話にもあったように、他の様式も参考にしながら考えていきたいと思います。

けやき: 記入するときに窓口の方が側に付いていて具体的に教えて欲しい。用紙が大きくないと間違えて直す余白もない。間違えないためには、マンパワーで教えていただくと全然違うし、早く書ける。

---

Q(けやき): 東京都の HP に人材育成のための研修会、講演会等の開催情報が数多く載っていて、とてもいいから皆参加すればいいと思って見っていますが、全体の支援で地域差があるというのは、意識のある方が参加する形ですね。あらゆる研修会で参加義務はないのですか。

A: 自発的に申し込んでいただくという形です。

Q(けやき): 参加された方の所属の傾向等を記録して残して観察された事はないですか。

A: 経年的に分析している訳ではないですが、研修先では参加された方の所属等は把握しているので、経年で見ていくことは可能とは思いますが。

Q(けやき): 何らかの形で公開して頂いて、この地域はちょっと弱い、自分の地域はほかの地域と比べて頑張っているのか等と一般からも声上がるように、又、地域が福祉のどの方向に力を入れているという事を広報することにも繋がるし、その事が参加率を上げて意識を高める事になると思いますので、ご検討いただければと思います。